

羽生市事務手数料徴収条例別表第4 抜粋

●建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

区分		床面積の合計 ※1	金額
当初	標準の方法によるもの 別表第4 19項中(2)(い)	300㎡以内のもの	267,000
		300㎡を超えるもの	334,000
	モデル建物法によるもの 別表第4 19項中(2)(ろ)	300㎡以内のもの	102,000
		300㎡を超えるもの	130,000
変更	標準の方法によるもの 別表第4 19項中(3)(い)	300㎡以内のもの	133,500
		300㎡を超えるもの	167,000
	モデル建物法によるもの 別表第4 19項中(3)(い)	300㎡以内のもの	51,000
		300㎡を超えるもの	65,000

※1 羽生市事務手数料徴収条例の規定による建築物等の審査に関する規則に規定する市長が別に定める算定方法によって算定した床面積の合計

●省エネ適判軽微変更該当証明書交付申請手数料

区分		床面積の合計 ※1	金額
標準の方法によるもの		300㎡以内のもの	133,500
		300㎡を超えるもの	167,000
モデル建物法によるもの		300㎡以内のもの	51,000
		300㎡を超えるもの	65,000